

平成28年3月25日開催

石狩市教育委員会会議（3月定例会）資料

<議案>

- ・招致外国青年就業規則の一部改正について P 1～P 2
- ・石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について P 3～P 13
- ・石狩市立学校通学区域規則の一部改正について P 14～P 17
- ・石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部改正について P 18～P 22
- ・石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について P 23～P 29
- ・石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部改正について P 30～P 34
- ・石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部改正について P 35～P 37
- ・石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部改正について
. P 38～P 42
- ・石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部改正について
. P 43～P 49
- ・石狩市公民館条例施行規則の一部改正について P 50～P 56
- ・石狩市民図書館条例施行規則の一部改正について P 57～P 58

石 狩 市 教 育 委 員 会

議案第 1 号

招致外国青年就業規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

招致外国青年就業規則の一部を改正する教育委員会規則

招致外国青年就業規則（平成 7 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（勤務時間） 第10条 英語指導助手の勤務時間は、休憩時間を除き 1 週間について35時間とする。 2 英語指導助手の勤務時間の割り振りは、午前 8 時45分から午後 4 時30分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日<u>午後 0 時から午後 0 時45分までは休憩時間とし、この時間は、英語指導助手が自由に使用できるものとする。</u> 3 <u>前項</u>の規定にかかわらず、所属長は、英語指導助手に対し、<u>土曜日又は日曜日</u>に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、当該 4 週間を平均して 1 週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。 4 第 2 項の規定にかかわらず、所属長は、英語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を<u>指定</u>することができる。この場合においても、1 日につき 7 時間を超える勤務をさせないものとする。 <u>（休日）</u> 第11条 英語指導助手の休日は、石狩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 3 号）第 9 条第 1 項に掲げる日とする。	（勤務時間） 第10条 略 2 英語指導助手の勤務時間の割り振りは、午前 8 時45分から午後 4 時30分までとし、土曜日及び日曜日は週休日とする。ただし、月曜日から金曜日までの毎日<u>午後 0 時15分から午後 1 時までは休憩時間とし、この時間は、英語指導助手が自由に使用できるものとする。</u> 3 <u>前 2 項</u>の規定にかかわらず、所属長は、英語指導助手に対し、<u>週休日</u>に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて 4 週間以内に代休を与えることとし、当該 4 週間を平均して 1 週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。 4 第 2 項の規定にかかわらず、所属長は、英語指導助手に対し、その勤務時間又は休憩時間の変更を<u>指示</u>することができる。この場合においても、1 日につき 7 時間を超える勤務をさせないものとする。 <u>（休日）</u> 第11条 <u>次に掲げる日は、英語指導助手の休日とし、前条第 2 項に規定する勤務時間においても勤務することを要しない。</u> <u>(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</u>

<u>2 前項の規定にかかわらず、所属長は、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、前項の休日に勤務を命ずることがある。</u> <u>3 休日は有給とする。</u> (年次有給休暇) 第12条 英語指導助手は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。<u>この年次有給休暇は時間単位で取得することも差し支えない。</u> 2～3 略 (特別休暇) 第14条 特別休暇は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(8) 略 (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間 (10) 略 2 略	<u>(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u> <u>2 前項に規定する休日が週休日と重複する場合には、その日は週休日とする。</u> <u>3 第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、所属長は、英語指導助手に対し、あらかじめ振り替える休日を指定した上で、休日に勤務することを指示することができる。この場合は、その週を含めて4週間以内に代休を与えることとし、当該4週間を平均して1週間につき35時間を超える勤務をさせないものとする。</u> <u>4 休日は有給とする。</u> (年次有給休暇) 第12条 英語指導助手は、第4条に定める任用期間中に分割又は連続した20日間の年次有給休暇を取得することができる。<u>また、この年次有給休暇は1日、1時間又は15分を単位とし取得することができ、1時間又は15分を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は7時間をもって1日とする。</u> 2～3 略 (特別休暇) 第14条 略 (1)～(8) 略 (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する英語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間<u>（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。）</u> (10) 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第 4 号）の
一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 3 号様式（第 5 条関係） その 1 略 その 2（表） 略	別記第 3 号様式（第 5 条関係） その 1 略 その 2（表） 略

その2（裏）

（裏）

5	厚生年金保険法等の適用	☐の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。			
※6 医師の証明	傷病名				
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数		現在の状態		
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		平成 年 月 日		
	のうち 日		☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☐ 継続中		
上記のとおりであることを証明します。					
平成 年 月 日 診療機関の { 所在地 名称 医師の氏名 } ㊞					
7 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理	年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※ 決定	年 月 日
		口座番号			
	送金 小切手 その他	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 支払	年 月 日
				※ 決定金額	円

〔注意事項〕

- 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **㊞**印を記入すること。
- 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄には、休業補償を受けようとする者が記入するものであり、請求者が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第3項の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、この休業補償請求と同一の事由によって、厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法の障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
- また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 「※6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記入する必要はないこと。

その2（裏）

（裏）

5	厚生年金保険法等の適用	☐の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。			
※6 医師の証明	傷病名				
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数		現在の状態		
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		平成 年 月 日		
	のうち 日		☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 中止 ☐ 転医 ☐ 継続中		
上記のとおりであることを証明します。					
平成 年 月 日 診療機関の { 所在地 名称 医師の氏名 } ㊞					
7 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 受理	年 月 日
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※ 決定	年 月 日
		口座番号			
	送金 小切手 その他	振込先金融機関名	銀行 支店	※ 支払	年 月 日
				※ 決定金額	円

〔注意事項〕

- 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **㊞**印を記入すること。
- 「5 厚生年金保険法等の適用」の欄には、休業補償を受けようとする者が記入するものであり、請求者が政令附則第3条第3項の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
 なお、この請求書を提出するときに、この休業補償請求と同一の事由によって、同項の表の上欄に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
 また、この請求書に係る補償の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 「※6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて記入する必要はないこと。

その3

障 害 補 償 年 金 請 求 書				認定番号			
石狩市教育委員会教育長_____様 次の障害補償年金を請求します。				請求年月日 平成 年 月 日			
				請求者の住所_____様 ふ り が な _____氏 名_____@			
1 被事 災職 員に 関す る項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師					
	氏 名	年 月 日生 (歳)	負 傷 又 は 発病年月日	平成 年 月 日	治癒年月日	平成 年 月 日	
2	障害の部分及び そ の 程 度						
3	既 存 障 害 と そ の 程 度						
4	障 害 等 級		第 級				
5	障 害 補 償 年 金 請 求 金 額		(年金補償基礎額)		(日数)		
			円×		日＝ 円		
6	厚生年金保険法 等 の 適 用		☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。				
7 送金希望の場合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※受 理	年 月 日		
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決 定	年 月 日		
		口 座 番 号		※障害等級	第 級 号		
		預金名義者		※年金証書の 番 号	第 号		
	送 金 小 切 手 そ の 他	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※支給開始 年 月	年 月		
			※決定金額	円			

その3

障 害 補 償 年 金 請 求 書				認定番号			
石狩市教育委員会教育長_____様 次の障害補償年金を請求します。				請求年月日 平成 年 月 日			
				請求者の住所_____様 ふ り が な _____氏 名_____@			
1 被事 災職 員に 関す る項	所属学校名	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師					
	氏 名	年 月 日生 (歳)	負 傷 又 は 発病年月日	平成 年 月 日	治癒年月日	平成 年 月 日	
2	障害の部分及び そ の 程 度						
3	既 存 障 害 と そ の 程 度						
4	障 害 等 級		第 級				
5	障 害 補 償 年 金 請 求 金 額		(年金補償基礎額)		(日数)		
			円×		日＝ 円		
6	厚生年金保険法 等 の 適 用		☐ _____の被保険者である。 ☐ 被保険者でない。				
7 送金希望の場合	口座振替	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※受 理	年 月 日		
		☐ 普通預金 ☐ 当座預金		※決 定	年 月 日		
		口 座 番 号		※障害等級	第 級 号		
		預金名義者		※年金証書の 番 号	第 号		
	送 金 小 切 手 そ の 他	振 込 先 金融機関名	銀行 支店	※支給開始 年 月	年 月		
			※決定金額	円			

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **レ**印を記入すること。
- 2 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存の障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。
- 3 「6 厚生年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項又は第2項の障害補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、この障害補償年金と同一の事由によって、厚生年金保険法の障害厚生年金及び国民年金法の障害基礎年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法、旧国民年金法の障害年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、エックス線写真その他の資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **レ**印を記入すること。
- 2 「3 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存の障害について障害補償を支給された場合は、その該当等級を明記すること。

- 3 「6 厚生年金保険法等の適用」の欄には、障害補償年金を受けようとする者が記入するものであり、請求者が政令附則第3条第1項又は第2項の障害補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、この障害補償年金と同一の事由によって、政令附則第3条第1項の表の中欄の掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。

また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。

- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、エックス線写真その他の資料を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

その4～その5 略

その6（表） 略

その6（裏）

（裏）

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **レ** 印を記入すること。
- 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊸、その者が代表者であるときは㊹、その者が妻で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊸㊹、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊹、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊺と明記すること。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「学校医等の死亡」以外の場合に記入すること。
- 4 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 5 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄には、死亡した学校医等又は請求者が公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第3条第1項又は第2項の遺族補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、この遺族補償年金と同一の事由によって、厚生年金保険法の遺族厚生年金及び国民年金法の遺族基礎年金、寡婦年金並びに旧船員保険法、旧厚生年金保険法の遺族年金、旧国民年金法の母子年金、準母子年金遺児年金、寡婦年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 6 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、前項なお書きに該当する場合には、次の（1）及び（3）に掲げる書類は添付する必要がない。
 - （1）学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務によるものであることを証明する書類又はその写し
 - （2）請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本

その4～その5 略

その6（表） 略

その6（裏）

（裏）

〔注意事項〕

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。また、該当する□に **レ** 印を記入すること。
- 2 「3 請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊸、その者が代表者であるときは㊹、その者が妻で、障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊸㊹、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるときは㊹、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊺と明記すること。
- 3 「4 既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「2 請求の事由」の欄の記入が「学校医等の死亡」以外の場合に記入すること。
- 4 「6 遺族補償年金請求金額」の欄の金額の項には、受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合には、「5 遺族補償年金請求金額の計算」の欄に記入した金額を記入し、また、代表者を選任した場合には、当該金額に受給権者の数を乗じて得た金額を記入すること。
- 5 「7 厚生年金保険法等の適用」の欄には、死亡した学校医等又は請求者が政令附則第3条第1項又は第2項の遺族補償年金の適用を受ける者であるときは、「……の被保険者である。」にその適用を受ける法律の名称を記入すること。
なお、この請求書を提出するときに、この遺族補償年金と同一の事由によって、政令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。
また、この請求書に係る年金の支給決定後に上記の年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告すること。
- 6 この請求書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、前項なお書きに該当する場合には、次の（1）及び（3）に掲げる書類は添付する必要がない。
 - （1）学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務によるものであることを証明する書類又はその写し
 - （2）請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本

籍及び死亡した学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）

- (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 請求者又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (6) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることができる書類
- (7) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるものについては、その障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに災害の状況を記載した書類
- (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等、その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

その7～その9 略

籍及び死亡した学校医等との続柄に関する市町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）

- (3) 請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (4) 請求者が婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (5) 請求者又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第7級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (6) 請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることができる書類
- (7) 受給権者が妻で、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、その者が障害等級第7級以上の障害の状態にあるものについては、その障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類及び資料
- (8) 災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、当該第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所が分からないときは、その旨）並びに災害の状況を記載した書類
- (9) 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等、その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

その7～その9 略

別記第9号様式（第13条関係）

その1（表）

（表）

障害の現状報告書（傷病補償年金）		認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次のとおり障害の現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所_____ ふりがな 氏 名_____⑤ 所属学校名_____			
1 年金証書の番号	第 号		
2 傷病補償年金の支給開始年月	平成 年 月		
3 傷病等級	第 級		
4 障害の状況			
5 日常生活の概要			
6 厚生年金等の受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法の障害厚生年金	円	平成 年 月
	☐ 国民年金法の障害基礎年金		
	☐ 旧船員保険法の障害年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等
	☐ 旧厚生年金保険法の障害年金		
☐ 旧国民年金法の障害年金			
(障害等級第 級)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

その1（裏） 略

別記第9号様式（第13条関係）

その1（表）

（表）

障害の現状報告書（傷病補償年金）		認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次のとおり障害の現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所_____ ふりがな 氏 名_____⑤ 所属学校名_____			
1 年金証書の番号	第 号		
2 傷病補償年金の支給開始年月	平成 年 月		
3 傷病等級	第 級		
4 障害の状況			
5 日常生活の概要			
6 厚生年金等の受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法等による障害厚生年金等	円	平成 年 月
	☐ 国民年金法による障害基礎年金		
	☐ 旧船員保険法による障害年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等
	☐ 旧厚生年金保険法による障害年金		
☐ 旧国民年金法による障害年金			
(障害等級第 級)			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦型とする。

その1（裏） 略

その 2 (表)

(表)

障害の現状報告書 (障害補償年金)		認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次のとおり障害の現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所_____ ふりがな 氏 名_____㊞ 所属学校名_____			
1 年金証書の番号	第 号		
2 治癒年月日	平成 年 月 日		
3 障害等級	第 級		
4 障害の状況			
5 日常生活の概要			
6 厚生年金等の 受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法の障害厚生年金	円	平成 年 月
	☐ 国民年金法の障害基礎年金		
	☐ 旧船員保険法の障害年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等
	☐ 旧厚生年金保険法の障害年金		
	☐ 旧国民年金法の障害年金 (障害等級第 級)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とする。

その 2 (裏) 略

その 2 (表)

(表)

障害の現状報告書 (障害補償年金)		認定番号	
石狩市教育委員会教育長_____様 次のとおり障害の現状を報告します。 平成 年 月 日 報告者の住所_____ ふりがな 氏 名_____㊞ 所属学校名_____			
1 年金証書の番号	第 号		
2 治癒年月日	平成 年 月 日		
3 障害等級	第 級		
4 障害の状況			
5 日常生活の概要			
6 厚生年金等の 受給関係	当該障害に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法等による障害厚生年金等	円	平成 年 月
	☐ 国民年金法による障害基礎年金		
	☐ 旧船員保険法による障害年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等
	☐ 旧厚生年金保険法による障害年金		
	☐ 旧国民年金法による障害年金 (障害等級第 級)		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦型とする。

その 2 (裏) 略

別記第10号様式（第13条関係）

（表）

遺 族 の 現 状 報 告 書

認定番号

（表）

石狩市教育委員会教育長_____様

次のとおり遺族の現状を報告します。

平成 年 月 日

報告者（代表者）

の年金証書の番号_____第_____号

報告者の住所_____

ふ り が な

氏 名_____㊞

1 死亡学校医等の
氏名

(死亡年月日 平成 年 月 日)

2

氏 名

生年月日

住 所

死亡した学校
医等との続柄

障害の
有 無

補償年金を受けることができる遺族
受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

別記第10号様式（第13条関係）

（表）

遺 族 の 現 状 報 告 書

認定番号

（表）

石狩市教育委員会教育長_____様

次のとおり遺族の現状を報告します。

平成 年 月 日

報告者（代表者）

の年金証書の番号_____第_____号

報告者の住所_____

ふ り が な

氏 名_____㊞

1 死亡学校医等の
氏名

(死亡年月日 平成 年 月 日)

2

氏 名

生年月日

住 所

死亡した学校
医等との続柄

障害の
有 無

補償年金を受けることができる遺族
受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

3 厚生年金等の受給関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法の遺族厚生年金 ☐ 国民年金法の遺族基礎年金 ☐ 国民年金法の寡婦年金 ☐ 旧船員保険法の遺族年金 ☐ 旧厚生年金保険法の遺族年金 ☐ 旧国民年金法の	円	平成 年 月
	☐ 母子年金 ☐ 準母子年金 ☐ 遺児年金 ☐ 寡婦年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 縦型とする。

(裏) 略

3 厚生年金等の受給関係	当該死亡に関して支給されている年金の種類	支給されている年金の年額	支給されることとなった年月
	☐ 厚生年金保険法等による遺族厚生年金等 ☐ 国民年金法による遺族基礎年金 ☐ 国民年金法による寡婦年金 ☐ 旧船員保険法による遺族年金 ☐ 旧厚生年金保険法による遺族年金 ☐ 旧国民年金法による	円	平成 年 月
	☐ 母子年金 ☐ 準母子年金 ☐ 遺児年金 ☐ 寡婦年金	年金証書の記号番号	所轄年金事務所名等

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 縦型とする。

(裏) 略

別記第12号様式（第17条関係）

その１～その２ 略

その３（第１葉）

災害発生年度	平成	年度	☐ 学校医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師		遺族補償年金記録簿										(第1葉)				
					認定番号														
死亡した学校医等の氏名					支給開始年月		平成		年		月		政令 附則 第3条 による 調整 関係		☐ 厚生年金保険法の遺族厚生年金 ☐ 国民年金法の遺族基礎年金 ☐ 国民年金法の寡婦年金 ☐ 旧船員保険法の遺族年金 ☐ 旧厚生年金保険法の遺族年金 ☐ 旧国民年金法の ☐ 母子年金 ☐ 準母子年金 ☐ 遺児年金 ☐ 寡婦年金 支給されている年金の年額 円 支給開始年月 平成 年 月 年金証書の記号番号 第 号 所轄年金事務所名等				
遺族補償年金受給資格者	氏	名	生年月日	住	所	死亡した 学校医等 との続柄	受給資格に 変動を生じ た年月日	その事由	年金証書 の番号										
							平成 年 月 日		第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
遺族補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	年金補償基礎額 A	年金額 (A×乗すべき数)	政令附則第3条による調整又は制限後の年額	支給年月	補償基礎額	年金補償基礎額 A	年金額 (A×乗すべき数)	政令附則第3条による調整又は制限後の年額									
	平成 年 月から	円	円	円	円	平成 年 月から	円	円	円	円									
	平成 年 月から					平成 年 月から													
	平成 年 月から					平成 年 月から													
	平成 年 月から					平成 年 月から													
振込先金融機関名		銀行		支店	備考														
口座番号																			

その３（第２葉） 略

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記第12号様式（第17条関係）

その１～その２ 略

その３（第１葉）

災害発生年度	平成	年度	☐ 学 校 医 ☐ 学校歯科医 ☐ 学校薬剤師		遺族補償年金記録簿										(第1葉)				
					認定番号														
死亡した学校医等の氏名					支給開始年月		平成		年		月		政令 附則 第3条 による 調整 関係		☐ 厚生年金保険法等による遺族厚生年金等 ☐ 国民年金法による遺族基礎年金 ☐ 国民年金法による寡婦年金 ☐ 旧船員保険法による遺族年金 ☐ 旧厚生年金保険法による遺族年金 ☐ 旧国民年金法による ☐ 母子年金 ☐ 準母子年金 ☐ 遺児年金 ☐ 寡婦年金 支給されている年金の年額 円 支給開始年月 平成 年 月 年金証書の記号番号 第 号 所轄年金事務所名等				
遺族補償年金受給資格者	氏	名	生年月日	住	所	死亡した 学校医等 との続柄	受給資格に 変動を生じ た年月日	その事由	年金証書 の番号										
							平成 年 月 日		第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
							・	・	第 号										
遺族補償年金の年額	支給年月	補償基礎額	年金補償基礎額 A	年金額 (A×乗すべき数)	政令附則第3条による調整又は制限後の年額	支給年月	補償基礎額	年金補償基礎額 A	年金額 (A×乗すべき数)	政令附則第3条による調整又は制限後の年額									
	平成 年 月から	円	円	円	円	平成 年 月から	円	円	円	円									
	平成 年 月から					平成 年 月から													
	平成 年 月から					平成 年 月から													
	平成 年 月から					平成 年 月から													
振込先金融機関名		銀行		支店	備考														
口座番号																			

その３（第２葉） 略

議案第 3 号

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立学校通学区域規則（昭和51年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（就学すべき学校の指定） 第 3 条 学校に就学しようとする者は、保護者の居住地をその通学区域に含む学校に就学するものとする。ただし、学校教育法施行令第 8 条の<u>指定</u>により、保護者からの申立てに相当と認められる事由があるときは、他の学校に就学することができる。 <u>（学校指定変更申立書）</u> 第 4 条 前条ただし書の規定による保護者の申立ては、学校指定変更申立書<u>（別記様式）</u>により行う。 （委任）	（就学すべき学校の指定） 第 3 条 学校に就学しようとする者は、保護者の居住地をその通学区域に含む学校に就学するものとする。ただし、学校教育法施行令第 8 条の<u>規定</u>により、保護者からの申立てに相当と認められる事由があるときは、他の学校に就学することができる。 <u>（学校指定変更の申立て等）</u> 第 4 条 前条ただし書の規定による保護者の申立ては、学校指定変更申立書<u>（別記第 1 号様式）</u>により行う。 <u>2 教育委員会は、前項の申立てがあつたときは、その内容を審査し、許可する場合は指定外就学許可通知書（別記第 2 号様式）により、不許可とする場合は指定外就学不許可通知書（別記第 3 号様式）により保護者へ通知を行う。</u> <u>（許可の取消し又は変更）</u> 第 5 条 教育委員会は、指定外就学の許可を受けた保護者又はその児童若しくは生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は許可した期間を変更することができる。 <u>（1）第 4 条第 2 項の許可に係る事由を欠くに至つたと認められるとき。</u> <u>（2）虚偽の申立てにより許可を受けたとき。</u> （委任）

第5条 略

別記様式（第4条関係）

学 校 指 定 変 更 申 立 書

年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

旧住所

新住所

保護者

印

（電話 ）

年 月 日付で指定された就学すべき学校を下記により変更して
くさるよう、学校教育施行令第8条の規定により申し立てます。

なお、学校を変更いただいた場合の通学に関する一切の事故等の問題は、私の責任で
処理いたします。

ふりがな 児童生徒氏名		生年月日 年 月 日	
指定された学校	立 小・中学校	学 年	第 学年
変更申立学校	立 小・中学校		
変更 事 由	☐ 最終学年のため		
	☐ 学期途中のため（ ）学期終了まで		
	☐ その他の事由		
通学方法	☐ 徒歩 ☐ バス ☐ その他（ ）		

第6条 （改正前第5条と同じ。）

別記第1号様式（第4条関係）

学 校 指 定 変 更 申 立 書

年 月 日

石狩市教育委員会教育長 様

保護者

印

（電話 ）

下記のとおり、指定された就学すべき学校を変更して下さるよう、学校教育法施行令第8条の
規定により申し立てます。

なお、学校を変更いただいた場合の通学に関する一切の事故等の問題は、私の責任で処理いたし
ます。

記

現住所	石狩市					
前住所	石狩市					
ふりがな 児童生徒氏名	①	②	③			
生年月日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
学 年	第 学年		第 学年		第 学年	
指定された学校	石狩市立	小・中学校	石狩市立	小・中学校	石狩市立	小・中学校
変更申立学校	石狩市立	小・中学校	石狩市立	小・中学校	石狩市立	小・中学校
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
変更事由						
通学方法	☐ 徒歩 ☐ バス ☐ その他（ ）		☐ 徒歩 ☐ バス ☐ その他（ ）		☐ 徒歩 ☐ バス ☐ その他（ ）	

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

石狩市教育委員会
教育長

指定外就学許可通知書

このことについて、下記のとおり指定外就学を許可します。

なお、住所地又は申立事由に変更があった場合は、許可が取消しとなる場合がありますので、速やかに 課まで届出願います。

また、登下校の際の交通安全には十分注意してください。

記

児童・生徒氏名	学 校 名	学年	許 可 期 間
許可理由：			

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

石狩市教育委員会
教育長

指定外就学不許可通知書

このことについて、下記のとおり不許可とします。

記

児童・生徒氏名	学 校 名	学年
不許可理由：		

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分（表（様式）の下に下線がある場合は、当該表（様式）全部）である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 4 号

石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立学校施設の使用に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立学校施設の使用に関する規則（平成 2 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 1 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）	別記第 1 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

氏 名
申請者 住 所
電 話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立	学校	屋内体育館
			グラウンド
			校 舎
使 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 目 的			
使用料の減免	☐ 有 ☐ 無	※体育館利用の方のみ記入下さい。	
	理 由		

同 意 書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないもので、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することに同意します。

年 月 日

学校長

印

学校施設使用許可書

減 免	承認・却下	理 由	石 狩 市 立 学 校 施 設 使 用 料 条 例 施 行 規 則 別 表 に 該 当		
使用料		減免率		減免後 使用料	

上記申請について学校施設の使用を許可します。

年 月 日

石狩市教育委員会

印

(表)

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市教育委員会 様

氏 名
申請者 住 所
電 話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立	学校	屋内体育館
			グラウンド
			校 舎
使 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使 用 目 的			
使用料の減免	☐ 有 ☐ 無	※体育館利用の方のみ記入下さい。	
	理 由		

同 意 書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないもので、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することに同意します。

年 月 日

学校長

印

学校施設使用許可書

減 免	承認・却下	理 由	石 狩 市 立 学 校 施 設 使 用 料 条 例 施 行 規 則 別 表 に 該 当		
使用料		減免率		減免後 使用料	

上記申請について学校施設の使用を許可します。

年 月 日

石狩市教育委員会

印

(裏)

教 示

1 この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は、石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 2 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市立 学校長 様

使用責任者 氏名
住所
電話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立 学校 () 屋内体育館 () グラウンド () 校 舎
使 用 期 間	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後
使 用 目 的	
参加予定人員	

学校施設使用許可書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないので、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することを許可します。

年 月 日

石狩市立 学校長 印

別記第 2 号様式（第 4 条及び第 5 条関係）

(表)

学 校 施 設 使 用 申 請 書

年 月 日

石狩市立 学校長 様

使用責任者 氏名
住所
電話

下記のとおり使用したいので、申請します。

使 用 場 所	石狩市立 学校 () 屋内体育館 () グラウンド () 校 舎
使 用 期 間	年 月 日 午 前 時 分から 年 月 日 午 前 時 分まで 後 後
使 用 目 的	
参加予定人員	

学校施設使用許可書

申請の件については、該当日時は学校において教育上支障をきたさないので、石狩市立学校施設の使用に関する規則を守ることを条件として、使用することを許可します。

年 月 日

石狩市立 学校長 印

(裏)

教 示

1 この処分に対して不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は、石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

石狩市学び交流センター条例施行規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市学び交流センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市学び交流センター条例施行規則（平成23年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 3 号様式（第 3 条関係）	別記第 3 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

石狩市学び交流センター使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使用目的 (行事名)					
使用責任者 氏 名		使用責任者連絡先	()	—	
使用する部 屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始 時 間	使用終了 時 間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
使用人数	人	使用備品			

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第4条第2項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当
--------------	---

(表面)

年 月 日

石狩市学び交流センター使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使用目的 (行事名)					
使用責任者 氏 名		使用責任者連絡先	()	—	
使用する部 屋及び時間	部屋名	使用日	使用開始 時 間	使用終了 時 間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
使用人数	人	使用備品			

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第4条第2項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当
--------------	---

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第3条関係）

年 月 日

石狩市学び交流センター定期使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使用目的 (行事名)											
使用責任者 氏 名				使用責任者連絡先	() -						
使用する部 屋及び時間	第1 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週)									
		第5週目を (□含む、□含まない)、祝日を (□含む、□含まない)									
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間						
			:	:	時間						
	第2 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週)									
		第5週目を (□含む、□含まない)、祝日を (□含む、□含まない)									
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間							
		:	:	時間							
使用人数	人		使用備品								

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第4条第2項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当。
--------------	--

別記第4号様式（第3条関係）

(表面)

年 月 日

石狩市学び交流センター定期使用承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を承認します。

使用目的 (行事名)											
使用責任者 氏 名				使用責任者連絡先	() -						
使用する部 屋及び時間	第1 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週)									
		第5週目を (□含む、□含まない)、祝日を (□含む、□含まない)									
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間						
			:	:	時間						
	第2 希 望	使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
		曜日 (毎週 ・ 第 , 週)									
		第5週目を (□含む、□含まない)、祝日を (□含む、□含まない)									
部屋名		使用開始時間	使用終了時間	使用時間							
		:	:	時間							
使用人数	人		使用備品								

使用料の 減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 石狩市学び交流センター条例第4条第2項及び同条例施行規則別表 ____項____号に該当。
--------------	--

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

石狩市学び交流センター販売行為等承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり、販売行為等を承認します。

行 事 名			
使用する部屋	部屋名	使用開始時間	使用終了時間
		：	：
		：	：
		：	：
		：	：
搬入日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
搬出日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
品 名		販売単価	搬入数

別記第 6 号様式（第 8 条関係）

（表面）

年 月 日

石狩市学び交流センター販売行為等承認書

様

石狩市教育委員会

下記のとおり、販売行為等を承認します。

行 事 名			
使用する部屋	部屋名	使用開始時間	使用終了時間
		：	：
		：	：
		：	：
		：	：
搬入日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
搬出日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分		
品 名		販売単価	搬入数

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 6 号

石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市ふれあい研修センター条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市ふれあい研修センター条例施行規則（平成 6 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 3 号様式（第 2 条関係）	別記第 3 号様式（第 2 条関係）

石狩市ふれあい研修センター利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施 設 名	高岡 ・ 北生振 ・ 五の沢 ・ 生振 ふれあい研修センター			
行 事 名				
利 用 目 的				
責 任 者 氏 名	ふりがな	責任者連絡先	() ~	
責 任 者 住 所	〒			
利 用 備 品	(椅子、机等)			
利 用 者 数	人			
利 用 年 月 日 及 び 区 分	施 設 名	利 用 開 始 年・月・日 (曜日) 時・分	利 用 終 了 年・月・日 (曜日) 時・分	利 用 間 時 間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
減 免 申 請	有 ・ 無			
	申請要件			

※ 石狩市ふれあい研修センター条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用を承認いたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項 を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利用料金	減免額	合計
	円	円	円
	審査	承認番号	
	免除 ・ 却下 免除率 理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

(表面)

石狩市ふれあい研修センター利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施 設 名	高岡 ・ 北生振 ・ 五の沢 ・ 生振 ふれあい研修センター			
行 事 名				
利 用 目 的				
責 任 者 氏 名	ふりがな	責任者連絡先	() ~	
責 任 者 住 所	〒			
利 用 備 品	(椅子、机等)			
利 用 者 数	人			
利 用 年 月 日 及 び 区 分	施 設 名	利 用 開 始 年・月・日 (曜日) 時・分	利 用 終 了 年・月・日 (曜日) 時・分	利 用 間 時 間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
		・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間
減 免 申 請	有 ・ 無			
	申請要件			

※ 石狩市ふれあい研修センター条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用を承認いたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項 を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利用料金	減免額	合計
	円	円	円
	審査	承認番号	
	免除 ・ 却下 免除率 理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は指定管理者となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第2条関係）

石狩市ふれあい研修センター附属設備利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施 設 名	生振ふれあい研修センター				
利 用 目 的	素焼き ・ 本焼き				
責 任 者 氏 名	ふりがな	責任者連絡先	()	～	
責 任 者 住 所					
利 用 者 数	人				
利 用 日 及 び 区 分	附 属 設 備 名	年 月 日	曜日	年 月 日	曜日
	陶 芸 窯	・ ・		・ ・	
減 免 申 請	有 ・ 無				
	申 請 要 件				

※ 石狩市ふれあい研修センター条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用の承認をいたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利 用 料 金	減 免 額	合 計
	円	円	円
	審 査 承 認 番 号		
	減免 ・ 却下 減免率 理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

別記第4号様式（第2条関係）

石狩市ふれあい研修センター附属設備利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施 設 名	生振ふれあい研修センター				
利 用 目 的	素焼き ・ 本焼き				
責 任 者 氏 名	ふりがな	責任者連絡先	()	～	
責 任 者 住 所					
利 用 者 数	人				
利 用 日 及 び 区 分	附 属 設 備 名	年 月 日	曜日	年 月 日	曜日
	陶 芸 窯	・ ・		・ ・	
減 免 申 請	有 ・ 無				
	申 請 要 件				

※ 石狩市ふれあい研修センター条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用の承認をいたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利 用 料 金	減 免 額	合 計
	円	円	円
	審 査 承 認 番 号		
	減免 ・ 却下 減免率 理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は指定管理者となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 7 号

石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市美登位創作の家条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市美登位創作の家条例施行規則（平成元年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 2 号様式（第 4 条関係）	別記第 2 号様式（第 4 条関係）

石狩市美登位創作の家利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施設名	美 登 位 創 作 の 家				
行事名					
利用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	()	～	
責任者住所	〒				
利用備品					
利用者数	人				
利 用 年 月 日 及び区分	施設名	利 用 開 始 年・月・日(曜日)時・分	利 用 終 了 年・月・日(曜日)時・分	利 用 時 間	
	A 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	B 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	C 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	D 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	宿泊棟第1	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	宿泊棟第2	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
減免申請	有 ・ 無				
	申請要件				

※ 石狩市美登位創作の家条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用を承認いたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利 用 料 金	減 免 額	合 計
	円	円	円
	審 査 承 認 番 号		
	免除 ・ 却下		
	免除率		
	理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

(表面)

石狩市美登位創作の家利用承認書

年 月 日

団 体 名
代表者名

施設名	美 登 位 創 作 の 家				
行事名					
利用目的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	()	～	
責任者住所	〒				
利用備品					
利用者数	人				
利 用 年 月 日 及び区分	施設名	利 用 開 始 年・月・日(曜日)時・分	利 用 終 了 年・月・日(曜日)時・分	利 用 時 間	
	A 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	B 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	C 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	D 室	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	宿泊棟第1	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
	宿泊棟第2	・ ・ () ・	・ ・ () ・	日 時間	
減免申請	有 ・ 無				
	申請要件				

※ 石狩市美登位創作の家条例及び規則の定めるところにより利用いただきます。

上記のとおり利用を承認いたします。 なお、別途指示する利用上の注意事項を遵守してください。 年 月 日 指定管理者	利 用 料 金	減 免 額	合 計
	円	円	円
	審 査 承 認 番 号		
	免除 ・ 却下		
	免除率		
	理由		

備考 この様式を標準とし、指定管理者が別に定めることができる。

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は指定管理者となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 8 号

石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市カルチャーセンターの使用に関する規則（平成15年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 2 号様式（第 5 条関係）	別記第 2 号様式（第 5 条関係）

カルチャーセンター使用許可書兼減免承認書

年 月 日

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使 用 内 容	使用許可申請書のとおり
使 用 料	
許 可 条 件	裏面参照

使 用 料 の 減 免 承 認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第3条第3項 (理由：)
--------------------	---

(表面)

カルチャーセンター使用許可書兼減免承認書

年 月 日

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使 用 内 容	使用許可申請書のとおり
使 用 料	
許 可 条 件	裏面参照

使 用 料 の 減 免 承 認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第3条第3項 (理由：)
--------------------	---

(裏面)

使用にあたっては、規則の規定に基くほか、次の事項を守ってください。

- 1 この許可書は、施設を使用中携帯してください。
- 2 許可なく次の事項は行わないでください。
 - (1) 物品の展示、募金活動並びに看板、立札等の設置
 - (2) 所定の施設設備以外への使用
 - (3) 所定の場所以外への立入り
 - (4) 認められた場所以外への車の乗り入れ
- 3 使用する月の使用料を使用する前日までに納付してください。
- 4 原則として納付した使用料はお返ししません。
- 5 準備又は清掃整頓は、承認された時間内に行い、使用時間を守ってください。
- 6 学校敷地内での喫煙や火気の使用は認めていませんので、ご注意ください。
- 7 施設設備は破損し又は滅失したときは、直ちに届けてください。
- 8 使用後は原状に回復し管理人の点検を受けてください。
- 9 施設使用の権利は、他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 10 承認を受けた日の使用を中止する場合は、すみやかに教育委員会社会教育課（TEL72-3173）へ連絡してください。
- 11 施設使用日誌は、必ず記入してください。
- 12 学校行事等で利用できないことがありますのでご了承下さい。
- 13 駐車スペースに限りがありますので、車の乗り入れはなるべくご遠慮下さい。
- 14 その他不明な点は、教育委員会社会教育課（TEL72-3173）へ問い合わせてください。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号様式（第5条関係）

カルチャーセンター使用変更許可書

年 月 日

様

石狩市教育委員会

次のとおりカルチャーセンター使用変更を許可します。

変 更 前

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使 用 料	

変 更 後

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使用中止期間	
使 用 料	

別記第4号様式（第5条関係）

（表面）

カルチャーセンター使用変更許可書

年 月 日

様

石狩市教育委員会

次のとおりカルチャーセンター使用変更を許可します。

変 更 前

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使 用 料	

変 更 後

使 用 部 屋 名	
使 用 期 間	
使用中止期間	
使 用 料	

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 9 号

石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市立緑苑台小学校の学校施設の使用に関する規則（平成17年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 4 号様式（第 9 条関係）	別記第 4 号様式（第 9 条関係）

緑苑台小学校開放施設使用許可書兼減免承認書

年 月 日

登録番号

団 体 名

代表者名

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 内 容	使用許可申請書のとおり
使 用 料	1 時間につき 円

使 用 料 の 減 免 承 認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を受けたいので申請します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第 3 条第 3 項 (理由：)
--------------------	---

許可条件

使用にあたっては、規則の規定に基づくほか、次の事項を守ってください。

- 1 この許可書は、施設を使用中携帯してください。
- 2 許可なく次の事項は行わないで下さい。
 - (1) 所定の施設設備以外の使用
 - (2) 所定の場所以外への立入り
- 3 原則として、車両の乗り入れはご遠慮ください。

また、施設の使用にかかる駐車スペースは確保しておりませんので、やむを得ず車両により来校した場合は、開放管理人の許可を得て、学校関係者等の車両の駐車、通行等の妨げにならないよう、十分留意願います。特に冬期間については、除雪駐車スペースが学校関係者等の使用に限定されていることを、あらかじめご了承ください。
- 4 使用する月の使用料は使用日の前日までに納付してください。
- 5 納付された使用料は、原則としてお返しできません。
- 6 準備又は清掃、整頓は、承認された時間内に行い、使用時間を守ってください。
- 7 火器使用は注意し、適切な措置を講じてください。
- 8 施設設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 9 使用後は原状に回復し、管理人の点検を受けてください。
- 10 使用の権利は、他人に譲ることや転貸することはできません。
- 11 許可を受けた日の使用を中止する場合は、速やかに管理人に連絡してください。
- 12 施設使用日誌は必ず記入してください。
- 13 学校行事等で使用できないことがありますので、ご了承ください。
- 14 その他不明な点は、石狩市教育委員会へ問い合わせてください。

(表面)

緑苑台小学校開放施設使用許可書兼減免承認書

年 月 日

登録番号

団 体 名

代表者名

様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 内 容	使用許可申請書のとおり
使 用 料	1 時間につき 円

使 用 料 の 減 免 承 認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第 3 条第 3 項 (理由：)
--------------------	---

許可条件

使用にあたっては、規則の規定に基づくほか、次の事項を守ってください。

- 1 この許可書は、施設を使用中携帯してください。
- 2 許可なく次の事項は行わないで下さい。
 - (1) 所定の施設設備以外の使用
 - (2) 所定の場所以外への立入り
- 3 原則として、車両の乗り入れはご遠慮ください。

また、施設の使用にかかる駐車スペースは確保しておりませんので、やむを得ず車両により来校した場合は、開放管理人の許可を得て、学校関係者等の車両の駐車、通行等の妨げにならないよう、十分留意願います。特に冬期間については、除雪駐車スペースが学校関係者等の使用に限定されていることを、あらかじめご了承ください。
- 4 使用する月の使用料は使用日の前日までに納付してください。
- 5 納付された使用料は、原則としてお返しできません。
- 6 準備又は清掃、整頓は、承認された時間内に行い、使用時間を守ってください。
- 7 火器使用は注意し、適切な措置を講じてください。
- 8 施設設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 9 使用後は原状に回復し、管理人の点検を受けてください。
- 10 使用の権利は、他人に譲ることや転貸することはできません。
- 11 許可を受けた日の使用を中止する場合は、速やかに管理人に連絡してください。
- 12 施設使用日誌は必ず記入してください。
- 13 学校行事等で使用できないことがありますので、ご了承ください。
- 14 その他不明な点は、石狩市教育委員会へ問い合わせてください。

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第4号の2様式（第9条関係）

緑苑台小学校開放施設附属設備使用許可書兼減免承認書

年 月 日

登録番号
団体名
代表者名 様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

連絡先	氏名 TEL			
利用者数	人（予定）			
使用年月日 及び区分	種別	窯入れ日	曜日	使用目的
	陶芸窯	・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
使用料	素焼き 回 本焼き 回	円 円	合計 円	
備考				

使用料の減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第3条第3項 （理由： ）
----------	---

別記第4号の2様式（第9条関係）

(表面)

緑苑台小学校開放施設附属設備使用許可書兼減免承認書

年 月 日

登録番号
団体名
代表者名 様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用を許可します。

連絡先	氏名 TEL			
利用者数	人（予定）			
使用年月日 及び区分	種別	窯入れ日	曜日	使用目的
	陶芸窯	・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
		・	・	素焼き・本焼き
使用料	素焼き 回 本焼き 回	円 円	合計 円	
備考				

使用料の減免承認	上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します。 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例施行規則別表 項 号に該当 ☐ 石狩市立学校施設使用料条例第3条第3項 （理由： ）
----------	---

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

緑苑台小学校開放施設使用変更許可書

年 月 日

登録番号

団 体 名

代表者名 様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用変更を許可します。

変 更 前

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 料	1 時間につき 円

変 更 後

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使用中止期間	
使 用 料	1 時間につき 円

別記第 6 号様式（第 9 条関係）

（表面）

緑苑台小学校開放施設使用変更許可書

年 月 日

登録番号

団 体 名

代表者名 様

石狩市教育委員会

下記のとおり使用変更を許可します。

変 更 前

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使 用 料	1 時間につき 円

変 更 後

使 用 場 所	
使 用 期 間	
使用中止期間	
使 用 料	1 時間につき 円

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日(同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、石狩市(訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第10号

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市公民館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市公民館条例施行規則（平成 3 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 4 号様式（第 5 条関係）	別記第 4 号様式（第 5 条関係）

石狩市公民館使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

施 設 名	石狩市公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使 用 目 的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() —		
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名		
使 用 備 品					
使用予定人数	人				
使用する部屋 及び時間	部屋名	使 用 日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

(表面)

石狩市公民館使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

施 設 名	石狩市公民館 ・ 美登位分館 ・ 樽川分館				
使 用 目 的					
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() —		
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名		
使 用 備 品					
使用予定人数	人				
使用する部屋 及び時間	部屋名	使 用 日	使用開始時間	使用終了時間	使用時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間
		月 日 ()	:	:	時間

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第8条第2項及び同規則別表__項__号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 5 号様式（第 5 条関係）

石狩市公民館定期使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
様

施 設 名	石狩市公民館					
使 用 目 的						
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー			
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の 送 付 先	住所 〒 氏名			
使 用 備 品						
使用予定人数	人					
使用する部屋 及び時間	第 1 希望 ☐ 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日			
		曜日（ 毎週 ・ 第 、 週）				
		第 5 週目を（ ☐ 含む ☐ 含まない）、祝祭日を（ ☐ 含む ☐ 含まない）				
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
			:	:	時間	
	第 2 希望 ☐ 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日			
曜日（ 毎週 ・ 第 、 週）						
第 5 週目を（ ☐ 含む ☐ 含まない）、祝祭日を（ ☐ 含む ☐ 含まない）						
	部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間		
		:	:	時間		

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第 8 条第 2 項及び同規則別表__項__号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
円× 時間× 回	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

別記第 5 号様式（第 5 条関係）

石狩市公民館定期使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名
様

(表面)

施 設 名	石狩市公民館					
使 用 目 的						
責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー			
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の 送 付 先	住所 〒 氏名			
使 用 備 品						
使用予定人数	人					
使用する部屋 及び時間	第 1 希望 ☐ 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日			
		曜日（ 毎週 ・ 第 、 週）				
		第 5 週目を（ ☐ 含む ☐ 含まない）、祝祭日を（ ☐ 含む ☐ 含まない）				
		部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間	
			:	:	時間	
	第 2 希望 ☐ 決定	使用期間	年 月 日 から 年 月 日			
曜日（ 毎週 ・ 第 、 週）						
第 5 週目を（ ☐ 含む ☐ 含まない）、祝祭日を（ ☐ 含む ☐ 含まない）						
	部屋名	使用開始時間	使用終了時間	使用時間		
		:	:	時間		

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第 8 条第 2 項及び同規則別表__項__号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
円× 時間× 回	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

石狩市公民館附属設備使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー	
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名	
使用予定人数	人			
使用する設備 及び日時		附属設備名	窯入れ日時	窯出し日時
	素焼き	陶芸窯 1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
		陶芸窯 2（大）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
	本焼き	陶芸窯 1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
		陶芸窯 2（大）	月 日（ ）：	月 日（ ）：

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第 8 条第 2 項及び同規則別表 ____ 項 ____ 号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

(表面)

石狩市公民館附属設備使用承認書

団 体 名
代表者住所
代表者氏名 様

責任者氏名	ふりがな	責任者連絡先	() ー	
納付書送付先	☐ 窓口交付 ☐ 代表者へ送付 ☐ その他（右欄）へ送付	その他の送付先	住所 〒 氏名	
使用予定人数	人			
使用する設備 及び日時		附属設備名	窯入れ日時	窯出し日時
	素焼き	陶芸窯 1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
		陶芸窯 2（大）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
	本焼き	陶芸窯 1（小）	月 日（ ）：	月 日（ ）：
		陶芸窯 2（大）	月 日（ ）：	月 日（ ）：

※ 石狩市公民館条例及び規則の定めるところにより使用いただきます。

使用料の 減免承認	☐ 上記使用に関する使用料について、次の理由により減免を承認します 石狩市公民館条例第 8 条第 2 項及び同規則別表 ____ 項 ____ 号に該当
--------------	--

使用料内訳	使用料	※減免額	納付額
	円	円	円
上記のとおり使用を承認いたします 年 月 日 石狩市教育委員会		承認番号	

(裏面)

教示

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。

2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第11号

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則案

平成28年 3 月25日提出

石狩市教育委員会 教育長 鎌 田 英 暢

石狩市民図書館条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則

石狩市民図書館条例施行規則（平成12年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別記第 5 号様式（第 13 条関係） （表） 略	別記第 5 号様式（第 13 条関係） （表） 略

(裏)

図書館施設の使用に当たっては、次の事項を守ってください。なお、図書館の運営上必要があるときは、許可を取り消す場合がありますのでご了承願います。

- 1 この許可書は、図書館施設を使用するときに図書館職員に提示するとともに、図書館施設使用中は携帯し、図書館職員の要求があったときは提示してください。
- 2 図書館施設を使用する前に、図書館職員に目的外使用料の領収書を提示してください。
- 3 図書館施設内においては、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 許可なく指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 - (3) 図書館資料又は図書館の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。
- 4 準備及び後始末は許可された時間内に行ってください。
- 5 建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 6 使用後は、原状に回復し、図書館職員の点検を受けてください。
- 7 搬入した物品等は、責任をもって管理してください。
- 8 この許可書に記載された事項に変更が生じたときは、図書館職員に許可書を提示し、その承認を受けてください。
- 9 図書館施設の使用の権利は、他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 10 既に納付した目的外使用料は、一定の場合以外はお返しできません。
- 11 その他不明な点は、図書館職員に問合せの上、その指示に従ってください。

処分に不服がある場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石狩市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 前項の異議申立てに対する決定についてさらに不服がある場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。
- 3 第1項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（第1項による異議申立て又は前項による審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分、決定又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(裏)

図書館施設の使用に当たっては、次の事項を守ってください。なお、図書館の運営上必要があるときは、許可を取り消す場合がありますのでご了承願います。

- 1 この許可書は、図書館施設を使用するときに図書館職員に提示するとともに、図書館施設使用中は携帯し、図書館職員の要求があったときは提示してください。
- 2 図書館施設を使用する前に、図書館職員に目的外使用料の領収書を提示してください。
- 3 図書館施設内においては、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく危険物を持ち込まないこと。
 - (2) 許可なく指定された場所以外での飲食、喫煙及び火気の使用をしないこと。
 - (3) 図書館資料又は図書館の施設、設備若しくは器具を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
 - (4) その他図書館の職員の指示に従うこと。
- 4 準備及び後始末は許可された時間内に行ってください。
- 5 建物又は附属設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。
- 6 使用後は、原状に回復し、図書館職員の点検を受けてください。
- 7 搬入した物品等は、責任をもって管理してください。
- 8 この許可書に記載された事項に変更が生じたときは、図書館職員に許可書を提示し、その承認を受けてください。
- 9 図書館施設の使用の権利は、他人に譲ったり、転貸することはできません。
- 10 既に納付した目的外使用料は、一定の場合以外はお返しできません。
- 11 その他不明な点は、図書館職員に問合せの上、その指示に従ってください。

処分に不服がある場合

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石狩市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項のほか、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日（同項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、石狩市（訴訟において石狩市を代表する者は石狩市教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。